平成29年8月22日 第11916号

平成 2 9 年 8 月 2 .	2 µ																	777 I	9105
催のサ	都市計画の案の作成に関する公聴会の	〇 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	【公告】	業の廃止	○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の恵	称等の変更	○ 生活保護法等に基づく指定介護機関のタ	業の廃止	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関の専	称等の変更	〇 生活保護法等に基づく指定医療機関のタ	定	○ 生活保護法等に基づく指定医療機関のお	【告示】	目次	L 以 分 幸	到 山 县 公 报
	開都市計画課	水産課		の県民生活交通課			事		名 "		事		名 "		指 障害福祉課		担当課(室)	 	路 可 山 具
																			目次
																			担当課(室)

◎岡山県告示第四百三十号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平

平成二十九年八月二十二日

淸院,診療所又は薬局

H29. 7. 1	毎山市一周53-6	わだぶへ内科医院
	÷ † ; ; ;	ř <u>†</u>
H26. 8.11	玉野市用吉1682	阿部歯科医院
指定年月日	所 在 地	名 称

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第四百三十一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年八月二十二日

靑院,診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆

太

医療法人一明会なかむら眼科 浅口郡里庄町新庄5341-1 名称 医療法人一明会永岡眼科医院 医療法人一明会なかむら眼科 H29 エスマイル薬局鶴山店 津山市川崎1756-22 名称 鶴山薬局 エスマイル薬局鶴山店 エスマイル薬局鶴山店 H29 エスマイル薬局こつき店 津山市押入1136-16 名称 さつき薬局 エスマイル薬局田町店 H29 エスマイル薬局田町店 津山市田町86-4 名称 オリーブ薬局田町店 エスマイル薬局田町店 H29	各	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
店 津山市川崎1756-22 名称 鶴山薬局 エスマイル薬局鶴山店 店 津山市押入1136-16 名称 さつき薬局 エスマイル薬局さつき店 津山市田町86-4 名称 オリーブ薬局田町店 エスマイル薬局田町店	医療法人一明会なかむら眼科	浅口郡里庄町新庄5341-1	名称	医療法人一明会永岡眼科医院	医療法人一明会なかむら眼科	H29. 5. 1
店 津山市押入1136-16 名称 さつき薬局 エスマイル薬局さつき店 津山市田町86-4 名称 オリーブ薬局田町店 エスマイル薬局田町店	エスマイル薬局鶴山店	津山市川崎1756-22	名称	鶴山薬局	エスマイル薬局鶴山店	H29. 6.1
津山市田町86-4 名称 オリーブ薬局田町店 エスマイル薬局田町店	エスマイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	名称	さつき薬局	エスマイル薬局さつき店	H29. 6.1
	エスマイル薬局田町店	津山市田町86-4	名称	オリーブ薬局田町店	エスマイル薬局田町店	H29. 6. 1

◎岡山県告示第四百三十二号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

平成二十九年八月二十二日

ቫ院,診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
八浜薬局	玉野市八浜町八浜 9 2 9	H29. 6.30
わたなべ内科医院	津山市二宮53-6	H29. 6.30

山県知事伊原木隆

太

岡

◎岡山県告示第四百三十三号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

平成二十九年八月二十二日

あった。

事業者

T	サ	# 田	₩ ≫	田 #	居支者	₩ >	田事	.× .
	介護予防 事業者	居宅介護 事業者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者	居宅介護 支援事業 者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者	種類
	株式会社エスマイル	株式会社エスマ イル	オサカ属会社	オサカ産業株式 会社	社会福祉法人吉 備中央町社会福 祉協議会	社会福祉法人吉 備中央町社会福 祉協議会	社会福祉法人吉 備中央町社会福 祉協議会	名
	イント	トストゴ	オサカ産業株式 会社	置業株式	t法人吉 I社会福	t法人吉 I社会福	t法人吉 I社会福	称
	広島県広	広島県広島: センター6:	津山市7 1-5	津山市下 1 — 5	加賀郡吉備中央町竹荘 541	加賀郡吉 541	加賀郡吉備中央町竹荘 541	手とろ手
	島市西 6 — 1		下高倉西	高倉西	清備中央	加賀郡吉備中央町竹荘 541	清備中央	主たる事務所の所在地
	区内力1	区商工	2 3 1	231				所在地
	アなどエ	アムとエ	このはなーション	このはなーション	吉備中央町社会福祉協 議会居宅介護支援事業 所	吉備中央町社会福祉協 議会訪問介護事業所	吉備中央町社会福祉協 議会訪問介護事業所	業
	スマイル薬局鶴山店	スマイル薬局鶴山店	のはなヘルパーション	のはなヘルパーション	.町社会福. .介護支援	.町社会福]介護事美	.町社会福]介護事美	事業所の名称
			ステ	ステ		梅		尔
	津山市川崎 1 2 2	津山市川崎22	準山市下 1-5	津山市下 1-5	加賀郡吉備中央町竹荘 541	加賀郡吉540-	加賀郡吉備中央町円城540-4	事業厄
	感175	崎175	高倉西2	高倉西2	備中央町	備中央町円城 4	備中央町 4	事業所の所在地
	6	6	3 1	3 1				– –
	事業所の名 称	事業所の名称	事業所の所 在地	事業所の所 在地	事業所の所 在地	事業所の所 在地	事業所の所 在地	変更事項
	鶴山薬局	鶴山薬局	準山市	津山市山北4	加賀郡吉茂107	加賀郡吉備 茂1073	加賀郡吉茂107	変
	画	画	津山市山北442	山北44	加賀郡吉備中央町下加 茂1073-1	加賀郡吉備中央町下加茂1073-1	加賀郡吉備中央町下加 茂1073-1	浬
			. 2 – 4	. 2 – 4	上町下加	上町下加	上町下加	前
	ントント	イント	準山市 ⁻ 1−5	津山市 ⁻ 1-5	加賀郡 5541	加賀郡吉備 540-4	加賀郡吉540-	変
	エスマイル薬局鶴山店	エスマイル薬局鶴山店	下高倉西2	津山市下高倉西 1-5	加賀郡吉備中央町竹荘 541	加賀郡吉備中央町円城540-4	加賀郡吉備中央町円城540-4	浬
	鶴山店	鶴山店	231	231	町竹荘	町円城	町円城	後
	Н29. 6.	Н29. б.	H28. 6.	H28. 6.	H29.4.	H29. 4.	H29. 4.	変更年月
	1	1	1	1	1	Н	Ľ	Ш

山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡

介護予防 事業者	居宅介護事業者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者
株式会社エスマ イル	株式会社エスマイル	防 株式会社エスマ イル	株式会社エスマイル
広島県広島市西区商工 センター6-1-11	広島県広島市西区商工 センター6-1-11	広島県広島市西区商工 エ センター6-1-11 店	広島県広島市西区商工 センター6-1-11
エスマイル薬局田町店	エスマイル薬局田町店 津山市田町86-4	エスマイル薬局さつき 店	エスマイル薬局さつき店
津山市田町86-4	津山市田町86-4	津山市押入1136- 16	株式会社エスマ 広島県広島市西区商工 エスマイル薬局さつき 津山市押入1136- 事業所の名 イル センター6-1-11 店 16 称
事業所の名称	事業所の名称	事業所の名称	事業所の名 称
オリーブ薬局田町店	オリーブ薬局田町店	さつき薬局	さつき薬局
エスマイル薬局田町店 H29. 6. 1	エスマイル薬局田町店 H29. 6. 1	エスマイル薬局さつき 店	エスマイル薬局さつき H29. 6. 1 店
H29. 6. 1	H29. 6. 1	H29. 6. 1	H29. 6. 1

◎岡山県告示第四百三十四号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

平成二十九年八月二十二日

届出があった。

事業者

H29. 6.30	玉野市八浜町八浜929	八浜薬局	玉野市八浜町八浜929	正路 廣子	介護予防事業者
廃止年月	事業所の所在地	事業所の名称	主たる事務所の所在地	名称	種類

岡山

知事

伊原木

隆

太

 $\widehat{\mathbf{Q}}$

L i f e °

人生の内容や社会的にみた生活の質。)

〔三六九〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 規定によ

のとおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

申請のあった年月_日

半成二十九年八月十四日

一 申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ

三 代表者の氏名

木木 片香

四 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町一三二―一建部ビルニF

五 定款に記載された目的

心理的問題や発達の つまずきのあるご本人とそのご家族からの相談に

応じ、 支援及び訓練の 場を提供することで、 彼らの クオリティ

目指す。 地域社会へ の普及・ 啓発活動を通じて、 の心の病や発達障が

誰もが生きやす 社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の の得喪に関する事項及び会議に関す

る事項

[三七〇] 岡山県海面漁業調整規則 (昭和四十年岡山県規則第四十五号) 第四十八条第

三項の規定による聴聞を行う。

平成二十九年八月二十二日

聴聞を受ける者

]

『山県倉敷市下津井四丁目五番三一号

□県浅口市寄島町一六○六五番地二

岡山県笠岡市西大島四八五五番地三香川県坂出市櫃石五八四番地五

平成二十九年九月五日午前

九時三十分から

三

岡山市北区内山下二丁目四番六号

I 県庁七階水産課会議室

鈴木

岡山県知事

伊原

木

隆

太

三宅 寛樹

丸本 昌樹

松浦 義人

[三七一] 平成二十九年七月十八日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公

聴会については、 意見書の提出がなかったため、 開催を中止する。

平成二十九年八月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事

中止する公聴会

議室		
津山市役所二階大会		
地	午前十時三十分から	
津山市山北五二〇番	平成二十九年八月二十五日	津山広域都市計画道路の変更
公聴会の開催場所	公聴会の開催期日	公聴会に係る都市計画の案